

第四十八回
国会

参議院社会労働委員会會議録第三号

昭和四十年二月二十四日(水曜日)
午後一時三十四分開会

事務局側
常任委員会専門員
中原 武夫君

委員の異動

二月十五日

辞任

鈴木 強君

補欠選任

久保 等君

二月十八日

辞任

杉山善太郎君

補欠選任

山口 重彦君

二月十九日

山口 重彦君

二月二十三日

辞任

小平 芳平君

補欠選任

石田 次男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

藤田藤太郎君

鹿島 俊雄君

丸茂 重貞君

藤原 道子君

亀井 光君

川野 三晴君

紅露 みつ君

佐藤 芳男君

竹中 恒夫君

横山 フク君

阿具根 登君

小柳 勇君

杉山善太郎君

石田 次男君

本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

連合審査会に関する件についておはかりいたします。夕張炭鉱の爆発事故について石炭対策特別委員会に連合審査の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の時刻は、石炭対策特別委員会の都合によって一緒にやりたいと思っております。さよう御了承願います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田藤太郎君) 委員の異動についてお知らせいたします。去る二月十五日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。また二十三日、小平芳平君が委員を辞任され、その補欠として石田次男君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

今回の夕張炭鉱の爆発事故に関する調査のため、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、派遣委員の人数、派遣地、派遣期間等については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則第八十條の二により、議長に提出する委員派遣承認要求書の作成等も、便宜、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは社労委員会はこれにて散会し、石炭対策特別委員会との連合審査に参加をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、原爆被害者援護法制定等に関する請願(第三七三三号)(第三七四四号)(第三七五五号)(第三七六六号)(第三七七七号)(第三七八八号)(第三七九九号)(第三八〇〇号)(第三八一一号)(第三八二二号)(第三八三三号)

一、失業保険法改正に関する請願(第三九〇号)

一、原爆被害者救済に関する請願(第二九八号)

一、原水爆被害者援護法制定等に関する請願(第三九九号)(第四〇〇号)

一、理学療法士の制度化に伴う経過措置に関する請願(第四〇〇号)

一、健康保険制度改悪反対等に関する請願(第四〇九号)(第四一〇号)

一、季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願(第四三〇号)(第四四〇号)

一、労働者災害補償保険法改正に関する請願(第四五一号)

一、調理師法の存続、改善に関する請願(第四七三三号)

一、国立病院、療養所患者の食糧費引上げに関する請願(第四七四四号)

一、病院調理師の身分改善に関する請願(第四七五五号)

一、日本住血吸虫予防のためのコンクリートみぞ建設計画完全実施等に関する請願(第四八一号)

一、国民健康保険の充実強化に関する請願(第四五七号)

第三七三三号 昭和四十年一月二十一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野県諏訪郡原村 牛山充子外三千九百八十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七四四号 昭和四十年一月二十一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野市南町三七長野県連合婦人会内 高野イシ外三千三百六十一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七五五号 昭和四十年一月二十一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野市南町三七長野県連合婦人会内 高野イシ外三千三百六十一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七五五号 昭和四十年一月二十一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野市南町三七長野県連合婦人会内 高野イシ外三千三百六十一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七五五号 昭和四十年一月二十一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野市南町三七長野県連合婦人会内 高野イシ外三千三百六十一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七五五号 昭和四十年一月二十一日受理

原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 長野市南町三七長野県連合婦人会内 高野イシ外三千三百六十一名

請願者 栃木県宇都宮市住吉町一ノ四
長安寿夫外三千八百三十名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七六号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市森三七六 今西大司
外二千九十九名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七七号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島県高田郡高宮町原田三、六六
九ノ一 佐々木千代子外六百八十
四名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七八号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島県高田郡吉田町多治比 片岡
忠良外六百六十名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七九号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島県加茂郡大和町 堀春夫外八
百六十名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三八〇号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 広島県松永市神村町六、三〇六ノ
二 神村保育所内 小林昭外千八百
五名

紹介議員 藤田 藤太郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三八一号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 広島県安芸郡瀬野川町大字畑賀一
三五ノ六 谷本正司外二千名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三八二号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 広島県松永市東村町 小川シナコ
外六千四百五十五名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三八三号 昭和四十年一月二十一日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県加東郡滝野町上滝野 山田
徳治外千四百六十六名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三九〇号 昭和四十年一月二十一日受理
失業保険法改正に関する請願

請願者 北海道十勝郡新得町議会議長 丹
羽 肇

紹介議員 井川 伊平君
新得町は季節労働者や出かせぎ労働者が非常に多
いため失業保険の受給額は、町民所得のうちな
り高い割合を示しているから、失業保険法の改正
に当つては経済、雇用の両面において労働者が不
利にならないよう善処されるよう本議会の決議を
もつて強く要望するとの請願。

理由
政府は、季節労働者や臨時労働者に対する失業保
険の受給資格をきびしくするため、受給取得期間

を現行の六箇月から一年以上に改めるほか、実質
就業内容を引き上げるとか、農業組合法人の失業
率の改正、保険料の引き上げ等を含めた失業保険
法の改正を検討しているが、失業保険法は真に勞
働の意思及び能力を有しているにもかかわらず職
業につけない状態にあるものに対して失業保険金
を支給してその生活の安定を計るといふ趣旨によ
り、昭和二十二年に制定されて以来、社会保障の
一つとして所得格差の是正に役立ってきた。この
受給資格取得のための条件を現在よりきびしくす
ることになれば当町の失業保険受給者の大多数が
受給の対象外になり、これらの低所得者及び季節
労働者が生活の不安におびやかされる。

第三九八号 昭和四十年一月二十二日受理
原爆被害者救済に関する請願

請願者 静岡県浜松市東伊場町四、五四五
ノ一 杉山秀夫外二十名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三九九号 昭和四十年一月二十二日受理
原爆被害者援護法制定等に関する請願(六通)

請願者 静岡県足久保口組一、二一八ノ二
高橋松風外千五百八十名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四四九号 昭和四十年一月二十五日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願

請願者 静岡県浜松市泉町八三七ノ一八
杉本滝三郎外五名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四〇〇号 昭和四十年一月二十二日受理
理学療法士の制度に伴う経過措置に関する請願

請願者 名古屋市中区和区山花町一六 河村
東一

紹介議員 草葉 隆圓君
理学療法士及び職能療法士の身分を確立する法律
の制定に当つては、従来から病院、診療所又はそ
の他の施設において、マッサージ及びその他の理
学療法に従事してきた者の立場を考慮して、左記
事項の実現について理解ある取計いを賜わりたい
との請願。

一、受験資格の特例に關して、一定の基準を設け
ることは当然のことであるが、病院、診療所又は
その他の施設について、その設備や職務内容
について指定を行なうことだけは寛大にせられ
たい。

二、身体障害者特に視力障害者に対するすべての
欠格事由を経過措置の場合は除外せられたい。

理由
一、過渡的な現段階において、その設備もその職
務内容も多種多様であり、かつ日進月進してい
るので、法律施行の際直ちに厚生大臣の指定を
行なうことなく、将来における理想的基準を設
けて行政的指導を行なうようにせられたい。

二、現にその業務に従事していること及び今後な
お将来その責任を遂行してゆかなければならな
い立場にいる。

第四〇九号 昭和四十年一月二十二日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪府城東区天王寺町一ノ三 寺
田 善一外二千名

紹介議員 亀田 得治君
被保険者の保険料引上げ、薬剤費の半額患者負
担、大衆負担による医療費引上げ等、一連の大改
悪には断固として反対であり、憲法に定められた
国民の権利として左記事項の早急実現を請願す
る。

一、健保、船保、各種共済、国保、日雇健保の本
人、家族十割給付。

二、まともな医療を行なえる診療報酬の保障。

三、全額、国と資本家負担による医療保障の確
立。

理由

政府は、職権により昭和四十年一月一日から医療費の引上げを告示し、さらに保険料の引上げ、療養費の半額患者負担など医療保障制度を大幅に後退させようとしている。いまや国民は生命を守る医療から見放されようとしている。

第四三〇号 昭和四十年一月二十三日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪市住吉区山ノ内町二ノ一
四 浅海誠一外八百五十名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第四三〇号 昭和四十年一月二十三日受理
季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願(二通)
請願者 札幌市北六条西六ノ三共電氣工業株式会社代表取締役 萩本和夫 外一名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四五〇号 昭和四十年一月二十五日受理
季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願
請願者 札幌市北四条西四ノ一伊藤組土建株式会社取締役社長 伊藤義郎

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

第四五一号 昭和四十年一月二十五日受理
労働者災害補償保険法改正に関する請願
請願者 札幌市北一条西七全北海道労働組合協議会内 星野健三外一名

紹介議員 阿具根 登君
労働者災害補償保険法を左記のとおり改正し、産

業災害犠牲者を真に救済するという法の精神を確立するよう特段の御配慮を賜わりたいとの請願。

A 寒冷地給、石炭手当等について
北海道の地域的条件にかんがみ、保険給付算定の基礎に寒冷地給、石炭手当などの給付を算入すること。

B 制度のあり方について
一、災害予防については、労働者の参加する管理機関を設け、業務上関係ある災害疾病の予防について資本の責任を明確にするために必要な措置を講ずること。

二、過程障害の補償を実施すること。
三、他の社会保険との併給を行なうこと。
四、予防と安全衛生に対する行政費用を大幅に増額するとともに、各局に対する人員増を確立すること。

C 適用について
一、全業種の被用労働者をすべて強制適用の対象にして救済の方途を講ずること。また、特に一人親方等の適用、会社の役員に対する適用等を講ずること。

二、国外にある事務所、労働者については、その事業主が日本国内にある場合にはすべて強制適用とし、その具体的明文化を図ること。
三、労働基準法施行前に粉じん職場をはなれた、また外地からの引揚者等のじん肺者にも適用すること。

D 災害の予防について
一、労働災害予防行政の一元化を図り、労災保険適用事務所のすべての災害予防について責任ある体制を確立すること。(監督行政の一元化とともに、予防に必要な施設など当然資本の責任と負担とすべきことを明らかにすること。)

二、具体的な予防対策の実行は事業主の責務であるので、資本がこの限界をこえて大きく保険に依存しようとする考えは排除すること。
三、罰則規定を強く規制すること。

E 業務上外の認定基準について

業務との起因性、因果関係にあるすべての負傷、疾病に適用すること。特に、近年における職業性疾患の急増、通勤途上の災害の増大等を考慮し、諸外国の例にならつて、これらを労働災害と認定するとともに、その基準設定にあたっては、労災法が労働者保護の精神に基づき立法化されていることを明記すること。(疑いのある労働者は救済すること。)

F 療養補償について
一、補装具、補助器は療養費として取り扱うこと。
二、重傷、重症者の場合は介護手当を支給すること。

G 休養補償について
一、災害二日目から支給すること。
二、支給額は百分の八十とすること。
三、扶養加算を新設すること。

H 遺族補償について
一、受給の順位を固定せず、真に必要な者(二等親)に支給されるよう取り計らうこと。
二、一時金、分割払いの選択制として、厚生年金の給付制限を廃止すること。

三、遺族補償の最低保障として、本人の残存労働年数(六十歳までと仮定)で受けるべき労働賃金とすること。
四、長期移行患者に対するてい減は廃止すること。

五、葬祭料は一律十万円とし、スライド制とすること。

I 障害補償について
現行等級表の不合理な点を是正し、年齢、障害の程度によりパーセント方式を取り入れること。

J 長期傷病給付について
現行の第一種(二百四十日分)第二種(二百日分)の区分をなくし、一律に休業補償一年につき二百九十日分とし、必要な経費(通院費、宿泊費、その他)は加算すること。

K 平均賃金の算定について

一、労働者として年間を基準として支給される一時金、臨時給与、諸手当(寒冷地給)、石炭手当等は日額に引きなおして加算すること。

二、最低補償額を設定すること。
L スライド制について
消費物価指数に生計指数を加味したものとし、六パーセントを単位として毎年これを修正すること。

M 職業性の疾病について
一、じん肺は管理区分の一から補償の対象とすること。
二、腰痛、キーパンチャー及びこれらの準ずる障害については補償条件を明らかにすること。

三、有毒ガス、薬物、高温、多湿等による器質的機能障害や疾病についても補償条件を明らかにすること。

理由
現行法は、突発的事故に対する補償を第一としているが、「じん肺症」、「腰痛症」、「間接変形症」は長年の労働により蓄積されたものであり、これら職業性疾患又は通勤途上に災害をこうむつた労働者に対する救済措置等についての考慮が必要である。

第四七三号 昭和四十年一月二十六日受理
調理師法の存続、改善に関する請願
請願者 東京都新宿区四谷四丁目全日本国立医療労働組合会館内国立病院、療養所調理師協議会内 和栗馨

紹介議員 藤原 道子君
調理師法を存続し、調理師の身分保障を強化する等の改善を図らねばならないとの請願。

理由
一、大衆食堂や集団給食を利用する傾向が目立っているとき、調理師法を廃止することは、食中毒や伝染病の発生を促進させることになる。

二、調理師免許の権限を民間団体(調理師会)に

移譲することになれば、食中毒や伝染病の発生をいつそう促進させる要因となる。

三、調理師免許の権限を調理師会に移譲するとしても、それを受け入れる母体が判然としていない。調理師会は各業種別に存在している上、病院、学校、工場等は民間業種と異なつた性格と任務を持つてゐるので、これらを同一視してゐるところに大きな誤りがある。任務、目的、性格に即応した行政指導を強化してこそ食中毒や伝染病を防止し、国民保健の向上を期しうる。

第四七四号 昭和四十年一月二十六日受理

国立病院、療養所患者の食糧費引上げに関する請願

請願者 東京都新宿区四谷四丁目全日本国立医療労働組合会館内国立病院、療養所調理師協議会内 和栗馨

紹介議員 藤原 道子君

国立病院、療養所患者の食糧費一日百二十六円を一日二百円に引き上げられたとの請願。

理由

食餌療法といわれ、治療としての役割を果たしている患者の給食の食費は、一日百二十六円という非常に少ない予算でまかなわれ、現実的には治療としての献立ではなく、予算に合わせた献立を作り表面をつくらうといふにすぎず、不足の分は調理技術で補うといふ全く不合理な運営が行なわれている。諸物価は上昇してゐながら患者の食糧費は何年もすえ置かれ、一日百二十六円では到底病気をなおす役目を果たせない。カロリーは一応厚生省の基準である二千四百カロリーは献立上は保てゐるが内容が悪いため多くの残飯が出る。患者は自分の生命を守るため自弁で補食をしており、国立医療機関における完全給食とは名目だけといった状態である。

第四七五号 昭和四十年一月二十六日受理
病院調理師の身分改善に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷四丁目全日本国立医療労働組合会館内国立病院、療養所調理師協議会内 和栗馨

紹介議員 藤原 道子君

病院給食業務を、医学の進歩に即応させるため病院調理業務を医療体系に規定づけると共に調理師の身分を改善されたいとの請願。

理由

病院の運営は医師や看護婦だけで運営はできない。病院に働く総ての職種の職員が患者の病気を回復させる立場で相互協力を計り適切に業務の分担をして病院の使命達成に努力してゐる。したがつて病院に働く総ての職員については医療従事者としての給与を定め格付けすることは当然なことであるが、現状は、医療職(一)(二)、行政職(一)(二)と区分し、更に職群毎に細分化し医療体系の分断を計つてゐることは医療行政遂行上大きな障害となつてゐる。

病院給食は食餌療法として、治療、看護、給食と病院運営の三大要素とされており、給食業務は医学の進歩と共に複雑化され、治療食の性格はいつそう強化され治療行為とは切りはなされない密接な関係を有してゐる。ところが、病院給食の調理を担当してゐる調理師の身分は単純労働とみなされ行政職俸給(二)を適用されてゐる。病院給食の確立は栄養士と調理師のそれぞれの技術と知識の相互協力の結合によりでさるものであり、したがつて両者の間には何等従属的關係はなく対等の立場に置くことが最も必要であるのに、栄養士は医療職(一)に格付けされてゐるという全く医療体系を無視した人事行政のあり方が病院給食の向上を阻害してゐる。

第四八一号 昭和四十年一月二十六日受理

日本住血吸虫病予防のためのコンクリートみぞ建設計画完全実施等に関する請願

請願者 福岡県三井郡大刀洗町大字本郷二、〇三三 井上虎之助外一名

紹介議員 野田 俊作君

日本住血吸虫病有病地に予防上新設してゐるコンクリートみぞを当初の計画どおり実施するため法律に定めた年限を五箇年間延長されたいとの請願。

理由

日本住血吸虫病は、山梨県の甲府盆地一帯、広島県及び岡山県の県境地帯、福岡県及び佐賀県の筑後川沿岸のみに限定してはびこつており、一般寄生虫とことなり直接生命に重大なる影響を及ぼす恐るべき疾病である。昭和三十一年寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)が一部改正され、中間宿主である宮入貝のせい息及び増殖を阻止するため、昭和三十一年から十箇年間、即ち昭和四十一年までに全有病地のみぞをコンクリート化する事が決定され、この事業が推進されてきたが、経費負担は国、県、市町村各三分の一となつてゐることから、当初の計画量の五十パーセント以下の事業量しか消化できず、昭和三十七年までの六箇年間にわずかに三十パーセント一三六パーセントしか完成をみなかつた。さらに、国は昭和三十七年末、残量の二十パーセント削減を行ない、残量に對して四箇年間に等差級数方式により処理することを指示したため、事業量がうなぎのぼりに膨脹し、はなはだしいは一町村の年間一般会計の総予算にもひつてきつる事態となつてゐるなど、現在の状況下では昭和四十一年までとなつてゐる期限を延長する以外に手段のない実情となつてゐる。また、二十パーセント削減問題についても、削減する場所はなく、これを強行すれば、本病撲滅対策も中途はんばな結果となり、本事業の目的が達成されないことは火を見るより明らかである。

第五一七号 昭和四十年一月二十八日受理

国民健康保険の充実強化に関する請願

請願者 札幌市南二条西一四丁目北海道国民健康保険団体連合会理事 西田信一

紹介議員 森田 タマ君

昭和三十九年十月二十九日北海道の国民健康保険の保険者ならびに関係団体が一堂に会し、次の事項は極めて緊要のことと満場一致をもつて決議したので、これがすみやかに実現するようご高配を賜わりたいとの請願。

当面の緊急課題として

- 一、国民健康保険の財政基盤を確立すること。
- 二、低所得被保険者の医療保障の万全を図ること。
- 三、皆保険下医療の機会均等を実現するため、へん地医療対策を確立すること。
- 四、冷害対策として
- 一、被災者の保険料(料)及び一部負担金の減免措置に係る国保事業の歳入欠陥に對し、特別調整交付金を交付されたいこと。
- 二、国庫負担金(補助金)を繰り上げ交付されたいこと。
- 三、国保事業の運営に對し、長期低利融資を措置されたいこと。
- 四、医療費改訂について
- 一、全被保険者七割給付改善に對する国庫負担金は、定率四割、財政調整交付金は一割以上とする。
- 二、事務費国庫負担は実質十割とし、連合会の診療報酬審査支払事務費は全額国庫負担とする。
- 三、国保診療施設の運営費並びにその施設整備費に對し、大幅の国庫補助を行なうこと。
- 四、国保事業及び国保診療施設の赤字解消のため長期低利融資制度を確立すること。
- 五、国保組合に對する国庫補助の不合理な差別的措置はこれを撤廃すること。
- 六、医療費の緊急正中は中医師の答申を尊重すること。
- 七、低所得者に對する保険料の軽減基準を大幅に引き上げること。
- 八、療養取扱機関を全国共通とするよう法第三十七条を改正すること。

九、所得段階別及び医療費段階別の標準保険税制度を設定し、国保事業運営の実質的效果をあげること。

一〇、療養給付費国庫負担金は年度内に全額交付すること。

一一、国保診療施設の運営につき振興等を強力に進めること。

一二、国保保健婦の確保対策を推進するとともに保健婦補助基準額を実情に即し大幅に引き上げること。

理由

低温多雨、降霜等により本道の主産業である農作物は想像を絶する被害をおこし、経済成長に取り残された本道農家経済は深刻な打撃を受けた。この凶作は大多数の国保被保険者に激しい災害を与えており、被災被保険者の国保事業は崩壊の危機に直面している。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第八条中「三人」を「四人」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（代理人の選任）

第十四条の二 総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案

一、戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案

一、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案

案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条・第十九条の二」に、「第四十六条の六」を「第四十六条の七」に、「第六十八條」を「第六十八條の二」に、「第八章罰則（第百二条―第百五条）」を「第八章罰則（第百二条―第百五条）」に改める。

「第八章罰則（第百二条―第百五条）」を「第八章罰則（第百二条―第百五条）」に改める。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則（第百六条―第百九条）

第二款 設立（第百十條―第百十四條）

第三款 管理（第百十五條―第百二十一條）

第四款 加入員（第百二十二條―第百二十九條）

第五款 基金の行なう業務（第百三十條―第百三十六條）

第六款 費用の負担（第百三十七條―第百四十一條）

第七款 合併及び分割（第百四十二條―第百四十四條）

第八款 解散及び清算（第百四十五條―第百四十八條）

第二節 厚生年金基金連合会（第百四十九條―第百六十八條）

第三節 雑則（第百六十九條―第百八十一條）

第四節 罰則（第百八十二條―第百八十八條）

改める。

第一条中「目的とする」を「目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行なう給付に關して必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（年金額の調整）

第二条の二 この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとする。

第三条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 特例第三種被保険者 第三種被保険者である厚生年金基金の加入員であるものをいふ。

第三条第一項中第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 特例第二種被保険者 第二種被保険者である厚生年金基金の加入員であるものをいふ。

改める。

第三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特例第一種被保険者 第一種被保険者である厚生年金基金の加入員であるものをいふ。

第十二条第一号中「共済組合」の下に「（以下単に「共済組合」という。）」を加える。

第十七条第二号中「第四十二條第一項各号」を「第四十二條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十九条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二章第二節中第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 被保険者の種別（厚生年金基金の加入員であるかないかの区別を含む。以下この条において同じ。）に変更があつた月を、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	七、〇〇〇円	七、五〇〇円未満
第二級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第三級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第四級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第五級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第六級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第七級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第八級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第九級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第十級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第十一級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第十二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満
第十三級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第十四級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第十五級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第十六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二二、〇〇〇円未満
第十七級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第十八級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二四、〇〇〇円未満
第十九級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第二十級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二六、〇〇〇円未満
第二十一級	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第二十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二八、〇〇〇円未満
第二十三級	二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第二十四級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第二十六級	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上 三二、〇〇〇円未満
第二十七級	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第二十八級	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上 三四、〇〇〇円未満
第二十九級	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上 三五、〇〇〇円未満
第三十級	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上 三六、〇〇〇円未満
第三十一級	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上 三七、〇〇〇円未満
第三十二級	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上 三八、〇〇〇円未満
第三十三級	三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上 三九、〇〇〇円未満
第三十四級	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上 四〇、〇〇〇円未満
第三十五級	四一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上 四一、〇〇〇円未満
第三十六級	四二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上 四二、〇〇〇円未満
第三十七級	四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上 四三、〇〇〇円未満
第三十八級	四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上 四四、〇〇〇円未満
第三十九級	四五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円以上 四五、〇〇〇円未満
第四十級	四六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上 四六、〇〇〇円未満
第四十一級	四七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上 四七、〇〇〇円未満
第四十二級	四八、〇〇〇円	四七、〇〇〇円以上 四八、〇〇〇円未満
第四十三級	四九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上 四九、〇〇〇円未満
第四十四級	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第四十五級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五一、〇〇〇円未満
第四十六級	五二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上 五二、〇〇〇円未満
第四十七級	五三、〇〇〇円	五二、〇〇〇円以上 五三、〇〇〇円未満
第四十八級	五四、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第四十九級	五五、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五五、〇〇〇円未満
第五十級	五六、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上 五六、〇〇〇円未満
第五十一級	五七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上 五七、〇〇〇円未満
第五十二級	五八、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第五十三級	五九、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 五九、〇〇〇円未満
第五十四級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上 六〇、〇〇〇円未満
第五十五級	六一、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円以上 六一、〇〇〇円未満
第五十六級	六二、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第五十七級	六三、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六三、〇〇〇円未満
第五十八級	六四、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 六四、〇〇〇円未満
第五十九級	六五、〇〇〇円	六四、〇〇〇円以上 六五、〇〇〇円未満
第六十級	六六、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第六十一級	六七、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 六七、〇〇〇円未満
第六十二級	六八、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上 六八、〇〇〇円未満
第六十三級	六九、〇〇〇円	六八、〇〇〇円以上 六九、〇〇〇円未満
第六十四級	七〇、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第六十五級	七一、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七一、〇〇〇円未満
第六十六級	七二、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上 七二、〇〇〇円未満
第六十七級	七三、〇〇〇円	七二、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第六十八級	七四、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第六十九級	七五、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七五、〇〇〇円未満
第七十級	七六、〇〇〇円	七五、〇〇〇円以上 七六、〇〇〇円未満
第七十一級	七七、〇〇〇円	七六、〇〇〇円以上 七七、〇〇〇円未満
第七十二級	七八、〇〇〇円	七七、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第七十三級	七九、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 七九、〇〇〇円未満
第七十四級	八〇、〇〇〇円	七九、〇〇〇円以上 八〇、〇〇〇円未満
第七十五級	八一、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円以上 八一、〇〇〇円未満
第七十六級	八二、〇〇〇円	八一、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第七十七級	八三、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第七十八級	八四、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八四、〇〇〇円未満
第七十九級	八五、〇〇〇円	八四、〇〇〇円以上 八五、〇〇〇円未満
第八十級	八六、〇〇〇円	八五、〇〇〇円以上 八六、〇〇〇円未満
第八十一級	八七、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上 八七、〇〇〇円未満
第八十二級	八八、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上 八八、〇〇〇円未満
第八十三級	八九、〇〇〇円	八八、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第八十四級	九〇、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九〇、〇〇〇円未満
第八十五級	九一、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上 九一、〇〇〇円未満
第八十六級	九二、〇〇〇円	九一、〇〇〇円以上 九二、〇〇〇円未満
第八十七級	九三、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第八十八級	九四、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 九四、〇〇〇円未満
第八十九級	九五、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第九十級	九六、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 九六、〇〇〇円未満
第九十一級	九七、〇〇〇円	九六、〇〇〇円以上 九七、〇〇〇円未満
第九十二級	九八、〇〇〇円	九七、〇〇〇円以上 九八、〇〇〇円未満
第九十三級	九九、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上 九九、〇〇〇円未満
第九十四級	一〇〇、〇〇〇円	九九、〇〇〇円以上 一〇〇、〇〇〇円未満
第九十五級	一〇一、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第九十六級	一〇二、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇二、〇〇〇円未満
第九十七級	一〇三、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上 一〇三、〇〇〇円未満
第九十八級	一〇四、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円以上 一〇四、〇〇〇円未満
第九十九級	一〇五、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円以上 一〇五、〇〇〇円未満
第一百級	一〇六、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円以上 一〇六、〇〇〇円未満
第一百零一級	一〇七、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第一百零二級	一〇八、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一〇八、〇〇〇円未満
第一百零三級	一〇九、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円以上 一〇九、〇〇〇円未満
第一百零四級	一一〇、〇〇〇円	一〇九、〇〇〇円以上 一一〇、〇〇〇円未満
第一百零五級	一一一、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上 一一一、〇〇〇円未満
第一百零六級	一一二、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上 一一二、〇〇〇円未満
第一百零七級	一一三、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円以上 一一三、〇〇〇円未満
第一百零八級	一一四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第一百零九級	一一五、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一一五、〇〇〇円未満
第一百一十級	一一六、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上 一一六、〇〇〇円未満
第一百一十一級	一一七、〇〇〇円	一一六、〇〇〇円以上 一一七、〇〇〇円未満
第一百一十二級	一一八、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上 一一八、〇〇〇円未満
第一百一十三級	一一九、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円以上 一一九、〇〇〇円未満
第一百一十四級	一二〇、〇〇〇円	一一九、〇〇〇円以上 一二〇、〇〇〇円未満
第一百一十五級	一二一、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第一百一十六級	一二二、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第一百一十七級	一二三、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二三、〇〇〇円未満
第一百一十八級	一二四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上 一二四、〇〇〇円未満
第一百一十九級	一二五、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円以上 一二五、〇〇〇円未満
第一百二十級	一二六、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上 一二六、〇〇〇円未満
第一百二十一級	一二七、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円以上 一二七、〇〇〇円未満
第一百二十二級	一二八、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第一百二十三級	一二九、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一二九、〇〇〇円未満
第一百二十四級	一三〇、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一百二十五級	一三一、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三一、〇〇〇円未満
第一百二十六級	一三二、〇〇〇円	一三一、〇〇〇円以上 一三二、〇〇〇円未満
第一百二十七級	一三三、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円以上 一三三、〇〇〇円未満
第一百二十八級	一三四、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円以上 一三四、〇〇〇円未満
第一百二十九級	一三五、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円以上 一三五、〇〇〇円未満
第一百三十級	一三六、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上 一三六、〇〇〇円未満
第一百三十一級	一三七、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円以上 一三七、〇〇〇円未満
第一百三十二級	一三八、〇〇〇円	一三七、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一百三十三級	一三九、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一三九、〇〇〇円未満
第一百三十四級	一四〇、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円以上 一四〇、〇〇〇円未満
第一百三十五級	一四一、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円以上 一四一、〇〇〇円未満
第一百三十六級	一四二、〇〇〇円	一四一、〇〇〇円以上 一四二、〇〇〇円未満
第一百三十七級	一四三、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円以上 一四三、〇〇〇円未満
第一百三十八級	一四四、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円以上 一四四、〇〇〇円未満
第一百三十九級	一四五、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円以上 一四五、〇〇〇円未満
第一百四十級	一四六、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一百四十一級	一四七、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一四七、〇〇〇円未満
第一百四十二級	一四八、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円以上 一四八、〇〇〇円未満
第一百四十三級	一四九、〇〇〇円	一四八、〇〇〇円以上 一四九、〇〇〇円未満
第一百四十四級	一五〇、〇〇〇円	一四九、〇〇〇円以上 一五〇、〇〇〇円未満
第一百四十五級	一五一、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円以上 一五一、〇〇〇円未満
第一百四十六級	一五二、〇〇〇円	一五一、〇〇〇円以上 一五二、〇〇〇円未満
第一百四十七級	一五三、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円以上 一五三、〇〇〇円未満
第一百四十八級	一五四、〇〇〇円	一五三、〇〇〇円以上 一五四、〇〇〇円未満
第一百四十九級	一五五、〇〇〇円	一五四、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一百五十級	一五六、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一五六、〇〇〇円未満
第一百五十一級	一五七、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上 一五七、〇〇〇円未満
第一百五十二級	一五八、〇〇〇円	一五七、〇〇〇円以上 一五八、〇〇〇円未満
第一百五十三級	一五九、〇〇〇円	一五八、〇〇〇円以上 一五九、〇〇〇円未満
第一百五十四級	一六〇、〇〇〇円	一五九、〇〇〇円以上 一六〇、〇〇〇円未満
第一百五十五級	一六一、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円以上 一六一、〇〇〇円未満
第一百五十六級	一六二、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円以上 一六二、〇〇〇円未満
第一百五十七級	一六三、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円以上 一六三、〇〇〇円未満
第一百五十八級	一六四、〇〇〇円	一六三、〇〇〇円以上 一六四、〇〇〇円未満
第一百五十九級	一六五、〇〇〇円	一六四、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一百六十級	一六六、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一六六、〇〇〇円未満
第一百六十一級	一六七、〇〇〇円	一六六、〇〇〇円以上 一六七、〇〇〇円未満
第一百六十二級	一六八、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円以上 一六八、〇〇〇円未満
第一百六十三級	一六九、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円以上 一六九、〇〇〇円未満
第一百六十四級	一七〇、〇〇〇円	一六九、〇〇〇円以上 一七〇、〇〇〇円未満
第一百六十五級	一七一、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円以上 一七一、〇〇〇円未満
第一百六十六級	一七二、〇〇〇円	一七一

第一一級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第一二級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一三級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一四級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一五級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第一六級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第一七級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一八級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一九級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第二〇級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第二一級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二二級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二三級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項を次のように改める。
基本年金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 二百五十円に被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の十に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

第三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、二万四千円に」を「第一項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、千分の六を」千分の十に、「合算額を加算した額を合算額に」、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 被保険者期間の月数が三百六十をこえるとき

は、第一項第一号の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「三百六十」と読み替へるものとする。

第三十八条中「第四十六條」を「第四十六條第二項に」、「第四十六條の六」を「第四十六條の七第二項から第四項まで」に、「左の区別によつて」を「その者の選択により」に改め、各号を削る。

第三十九條に次の一項を加える。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべき部分についても、同様とする。

第四十條の次に次の一條を加える。

（不正利得の徴収）

第四十條の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第四十一條第一項中「又は通算老齢年金」を、「通算老齢年金又は脱退手当金」に改め、同条第二項中「及び通算老齢年金」を、「通算老齢年金及び脱退手当金」に改める。

第四十二條第一項第二号中「女子については、三十五歳に達した月以後」を「女子については、三十五歳に達した月以後」に改め、同項第三号中「三十五歳に達した月以後」を「三十五歳に達した月以後」に改め、同項の一号を加える。

四 前各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に前各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二條第二項中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第四十三條第二項中「基本年金額」を「基本年金金額のうち同条第一項第二号に掲げる額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して三十日を経過した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十四條の次に次の一條を加える。

（厚生年金基金に關連する特例）
第四十四條の二 被保険者であつた期間の全部又

は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、第四十三條第一項の基本年金額のうち第三十四條第一項第二号に掲げる額については、その計算（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。）の基礎としない。

2 前項の規定は、次に掲げる期間については、適用しない。
一 その者が当該老齢年金の受給権を取得する前に解散した厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）
二 その者が当該老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継していた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

3 厚生年金基金が解散した場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、厚生年金基金連合会に年金たる給付の支給に關する義務が承継されている者が老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

第四十五条中「取得したとき」の下に「(六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。)」を加える。

第四十六条中「同条第二項各号」を「同条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

老齢年金は、受給権者が被保険者である間は、その額(加給年金を除く)の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三「第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも」を「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六条の四及び第四十六条の五を次のように改める。

(年金額)

第四十六条の四 通算老齢年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2 第三十四条第二項及び第四項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

3 第四十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の基本年金額について準用する。

(厚生年金基金に關連する特例)

第四十六条の五 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する通算老齢年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、前条第一項の基本年金額のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算の基礎となしな

2 前項の規定は、次に掲げる期間については、適用しない。

一 その者が当該通算老齢年金の受給権を取得する前に解散した厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に

關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)

二 その者が当該通算老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継していた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

3 厚生年金基金が解散した場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が通算老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く)をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散した月の翌月から、当該通算老齢年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、厚生年金基金連合会に年金たる給付の支給に關する義務が承継されている者が通算老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該通算老齢年金の額を改定する。

第四十六条の六第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齢年金は」の下に「第三十九条第二項前段の規定にかかわらず、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額」の下に「(受給権者が第四十六条の五第一項に規定する者であるときは、当該通算老齢年金の額につき同項の規定を適用しないで計算して得た額に相当する額の十二分の一に相当する額とする。次項において同じ。)」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

通算老齢年金は、受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

第三章第二節の二中第四十六条の六を第四十六条の七とし、第四十六条の五の次に次の一條を加える。

(失権)

第四十六条の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 被保険者の資格を取得したとき。ただし、受給権者が六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。

三 老齢年金の受給権を取得したとき。

第四十七条第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第五十条第一項第一号中「基本年金額に一万二千円と加給年金額」とを「基本年金額の百分の百二十五に相当する額に加給年金額」に改め、同項第三号中「百分の七十に相当する額」を「百分の七十五に相当する額(その額が六万円に満たないときは、六万円)に改める。

第五十四条の次に次の一條を加える。

(支給の調整)

第五十四条の二 第四種被保険者であつて同時に共済組合の組合員であるもの(以下「組合員たる被保険者」という。)が、その組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による疫病につき第四十七条の規定により廃疾の程度を定めるべき日において、当該傷病について、当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有するときは、同条の規定にかかわらず、当該傷病による廃疾については、障害年金を支給しない。

2 組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金の受給権は、その者が当該傷病につき当該共済組合が支給する廃疾年金又は障

害年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

3 前項の規定は、第四十八条第一項の規定により、組合員たる被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾と組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾とを併合した廃疾の程度により支給する障害年金の受給権については、適用しない。

4 前項の障害年金については、受給権者が当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を取得した月の翌月から、その額を当該組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の等級に該当するものとした額に改定する。

第五十五条第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第五十七条中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第五十八条第一号中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二号中「(第四種被保険者を除く。)」を削り、同条第三号中「第四種被保険者以外の」を「被保険者の資格を喪失した後に、」に改める。

第五十九条第一項中「維持し、且つ、左の要件に該当したものとす」を「維持したものとす」。

ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項中「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」を「子とみなす」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(死亡の推定)

第五十九条の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつ

た者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に航行不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族年金の支給に關する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは航行不明となつた日又はその者が航行不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは航行不明となつた際にその航空機に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に航行不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第六十条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の場合において、基本年金額の百分の五十に相当する額が六万円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その額を六万円とする。

第六十三条第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及び直系姻族」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第六十五条を次のように改める。
第六十五条 削除
第三章第四節中第六十八條の次に次の一條を加える。

(支給の調整)
第六十八條の二 次に掲げる遺族年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができる者があるときは、支給しない。
一 第四種被保険者が第四種被保険者であつた

間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八條第二号に該当することにより支給する遺族年金
二 被保険者であつた者が第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八條第三号に該当することにより支給する遺族年金

三 第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金の受給権者(当該障害年金が第四十八條第一項の規定により支給されるものである場合においては、第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級に該当する者を除く。)が死亡した場合において、第五十八條第四号に該当することにより支給する遺族年金

第六十九條中「第四十二條第一項各号に規定する被保険者期間のいづれをも」と「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を」に改める。
第七十條第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第七十三條を次のように改める。
第七十三條 被保険者又は被保険者であつた者が、故意に、廃疾又はその直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾を支給事由とする障害年金又は障害手当金は、支給せず、また、当該廃疾については、第四十二條第二項の規定は、適用しない。

第七十三條の次に次の一條を加える。
第七十三條の二 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく、療養に關する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはその廢疾の程度を増進させ、又は

その回復を妨げたときは、保險給付の全部又は一部を行なわなないことができる。
第七十四條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十條第一項各号列記以外の部分中「保險給付」の下に「(第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の全部につき支給を停止されている老齡年金又は通算老齡年金を除く。)」を加える。
第八十一條第五項を次のように改める。

一 第一種被保險者については、千分の五十八(特例第一種被保險者にあつては、千分の三十三)
二 第二種被保險者については、千分の四十四(特例第二種被保險者にあつては、千分の三十三)
三 第三種被保險者については、千分の七十二(特例第三種被保險者にあつては、千分の三十三)

四 第四種被保險者については、千分の五十八
第八十一條に次の一項を加える。
6 前項の保險料率は、その率が第四項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

第八十三條の次に次の一條を加える。
(第四種被保險者の保險料の前納)
第八十三條の二 第四種被保險者は、將來の一定期間の保險料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保險料の額から政令で定める額を控除した額とする。
3 第一項の規定により前納された保險料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保險料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保險料の前納の手続、前納された保險料の還付その他保險料の前納について必要な事項は、政令で定める

第八十五條の次に次の一條を加える。
(厚生年金基金又は厚生年金基金連合會の解散に伴う責任準備金相當額の徴収)
第八十五條の二 政府は、厚生年金基金又は厚生年金基金連合會が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金又は厚生年金基金連合會が年金たる給付の支給に關する義務を負つてゐる者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相當する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合會から徴収する。

第八十六條の見出し中「保險料」を「保險料等」に改め、同条第一項本文中「保險料」の下に「その他この法律(第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。)の規定による徴収金」を加え、同項ただし書中「前条」を「第八十五條」に改め、同条第四項中「前条各号」を「第八十五條各号」に改め、同条第五項第一号中「保險料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加え、同項第二号中「前条各号」を「第八十五條各号」に改める。

第八十七條に次の一項を加える。
第八十五條の二の規定による徴収金は、前各項の規定の適用については、保險料とみなす。
第九十一條中「保險料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加える。

第九十二條第一項中「法律」を「法律の規定に改め、及び障害手当金を受ける権利」及び「障害手当金以外の」を削り、同条第二項中「法律」を「法律の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 年金たる保險給付を受ける權利の時効は、当該年金たる保險給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。
第百二條に次の一項を加える。

2 解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合會が、正当な理由がなく、第八十五條の二の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、前項と同様と

する。
第八章の次に次の一章を加える。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

(基金の目的)

第六十六条 厚生年金基金(以下「基金」という。)は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第六十七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

(法人格)

第六十八条 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事業所の所在地にあるものとする。

(名称)

第六十九条 基金は、その名称中に厚生年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、厚生年金基金という名称を用いてはならない。

第二款 設立

(設立)

第七十条 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者(第四種被保険者を除く。)を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、基金を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。この場合において、被保険者(第四種被保険者を除く。)の数は、合算して常時前項の政令で定める数以上でなければならない。

第七十一条 適用事業所の事業主は、基金を設立しようとするときは、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者(第四種被保

険者を除く。)の二分の一以上の同意を得て、規約をつくり、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 二以上の適用事業所について基金を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

第七十二条 第六条第二項の規定による認可の申請と同時に基金の設立の認可の申請を行なう場合にあつては、前二条中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

(成立の時期)

第七十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第七十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務を行なう。この場合において、当該適用事業所の事業主は、この章の規定の適用については、理事長とみなす。

第三款 管理

(規約)

第七十五条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地

四 代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 加入員に関する事項

七 標準給付に関する事項

八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

九 信託又は保険の契約に関する事項

十 掛金及びその負担区分に関する事項

十一 事業年度その他財務に関する事項

十二 解散及び清算に関する事項

十三 業務の委託に関する事項

十四 公告に関する事項

十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項の規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

(公告)

第七十六条 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

(代議員会)

第七十七条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所(基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。)の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第七十九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ一人を選挙する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができる。

(役員の職務)

第八十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

(基金の役員及び職員は公務員たる性質)

第百二十一条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 加入員

(加入員)

第百二十二条 基金の設立事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く）は、当該基金の加入員とする。

(資格取得の時期)

第百二十三条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、加入員の資格を取得する。

一 設立事業所に使用されるに至つたとき。

二 その使用される事業所が、設立事業所となつたとき。

三 設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。

(資格喪失の時期)

第百二十四条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日にさらに前条各号の一に該当するに至つたときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その設立事業所に使用されなくなつたとき。

三 その使用される事業所が、設立事業所でなくなつたとき。

四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

(加入員の資格の得喪に関する特例)

第百二十五条 加入員の資格を取得した月にその

資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

(同時に二以上の基金の設立事業所に使用される者の取扱ひ)

第百二十六条 同時に二以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の選択する一の基金以外の基金の加入員としないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日から起算して十日以内にしなければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日にさかのぼつて、その選択した一の基金以外の基金の加入員でなかつたものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令の定めるところにより、当該二以上の基金のうちその一の基金を選択したものとみなす。

5 甲基金の加入員が同時に乙基金の設立事業所に使用されるに至つた場合において、第一項の規定により乙基金を選択したときは、その者は、乙基金の加入員となつた日に、甲基金の加入員の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した基金の加入員でなくなつたときは、その者は、その日に、当該基金以外の基金の加入員の資格を取得する。

第百二十七条 同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の申出により基金の加入員としないものとする。

2 前項の申出は、その者が同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならない。

3 設立事業所以外の事業所に使用される被保険

者が同時に設立事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日にさかのぼつて、当該設立事業所に係る基金の加入員とならなかつたものとする。

4 基金の加入員が同時に設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に当該基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日に、当該基金の加入員の資格を喪失する。

(設立事業所の事業主の届出)

第百二十八条 設立事業所の事業主は、加入員に關する第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定につき第二十九条第一項の規定による通知があつたときは、すみやかに、その通知があつた事項を基金に届け出なければならない。

(標準給与)

第百二十九条 基金は、加入員の給与の月額に基づき、標準給与を定めなければならない。

2 基金は、加入員が当該基金の設立事業所以外の適用事業所（第十条第二項の同意をした事業主の事業所を含む。以下この条において同じ。）に同時に使用される者であるときは、その者が当該基金の設立事業所以外の適用事業所で受ける給与の月額を前項に規定する標準給与の基礎となる給与の月額に算入しなければならない。

3 前二項に規定する給与の範囲及び月額の算定方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定の方法は、政令で定める。

4 設立事業所の事業主は、加入員の給与の月額に關する事項を基金に届け出なければならない。

5 基金は、標準給与の決定又は改定を行なつたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

6 設立事業所の事業主は、前項の通知を受けた

ときは、すみやかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

7 当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主は、第二項に規定する給与の月額に關する事項を同項の基金に届け出なければならない。

第五款 基金の行なう業務

(基金の業務及びこれに關する信託又は保険の契約の締結)

第百三十条 基金は、第百六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者に対し、年金たる給付（以下「年金給付」という。）の支給を行なうものとする。

2 基金は、政令の定めるところにより、加入員若しくは加入員であつた者の死亡又は加入員の脱退に關し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

3 基金は、政令の定めるところにより、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4 信託会社又は生命保険会社は、正当な理由がある場合を除く、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5 基金は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができ。

(年金給付の基準)

第百三十一条 基金が支給する年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号の一に該当する場合に、その者に行なうものでなければならない。

一 加入員又は加入員であつた者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。

ただし、加入員がその資格を取得した月に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき、及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したときを除く。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で六十五歳に達した後に加入員の資格を取得したものが、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したとき、ただし、その者が加入員の資格を取得した月にその資格を喪失したものであるときを除く。

2 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅理由（第四十六條の六第三号に掲げる理由を除く。）以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

第百三十二條 基金が支給する年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基つてその額が算定されるものでなければならない。

2 基金が支給する年金給付の額は、次の各号に規定する額をこえるものでなければならない。

一 老齢年金の受給権者（次号に掲げる者を除く。）又は通算老齢年金の受給権者に支給する年金給付にあつては、当該老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この条において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 老齢年金の受給権者であつて、加入員たる被保険者であつた期間の一部が特例第三種被保険者であつた期間であるものに支給する年金給付にあつては、次の各号に掲げる額を合算した額

イ 当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

ロ 当該特例第三種被保険者であつた期間以外に加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間以外に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

第百三十三條 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項各号に規定する額（当該老齢年金又は通算老齢年金が第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額の百分の八十に相当する額）をこえる部分については、この限りでない。

（裁定）

第百三十四條 基金が支給する年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基つて、基金が裁定する。

（年金給付の支払期日）

第百三十五條 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付の支払期日については、当該老齢年金又は通算老齢年金の支払期日の例による。ただし、年金給付の額が政令で定める額に満たない場合における支払期日については、政令の定めるところによる。

（準用規定）

第百三十六條 第三十七條、第四十條、第四十條の二及び第四十一條第一項の規定は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付について、第三十六條第一項及び第二項並びに第三十九條第二項前段の規定は、基金が支給する年金給付について、第四十一條第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七條第一項及び第二項並びに第四十條中「受給権者」とあるのは

「受給権を有する者と、同条中「政府」とあり、及び第四十條の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第四十一條第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金が支給する年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替へるものとする。

第六款 費用の負担

（国庫負担）

第百三十七條 国庫は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

2 前項の規定による国庫の負担は、老齢年金又は通算老齢年金（その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 第百三十二條第二項第一号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の十五（その者の加入員たる被保険者であつた期間の全部が特例第三種被保険者であつた期間であるときは、百分の二十）を乗じて得た額

二 第百三十二條第二項第二号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号イに規定する額に百分の二十を乗じて得た額と同号ロに規定する額に百分の十五を乗じて得た額との合算額

3 前項の規定にかかわらず、国庫は、基金の出により、第一項の規定による国庫の負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしており、かつ、老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達している者に当該基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとする。この場合において、その国庫負担の額は、当該加入員又

は加入員であつた者に係る第百三十二條第二項各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者でない場合には、その者が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したものとした場合における同項各号に規定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 前項の政令で定める率は、同項の規定による国庫の負担が、年金数理に照らし、第二項の規定による国庫の負担に相当するものとなるように定められるものとする。

（掛金）

第百三十八條 基金は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付に關する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 掛金は、年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 掛金の額は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与の月額を標準として算定するものとする。

4 第百二十九條第二項に規定する加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、標準給与の月額の基礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合を乗じて得た額とする。

（掛金の負担及び納付義務）

第百三十九條 加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金の半額を負担する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3 設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負ふ。

同時に使用される場合における各事業主の負担すべき掛金の額及び掛金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(徴収金)

第四百四十条 基金は、第二百二十九条第二項に規定する加入員に係る年金給付の支給に要する費用の一部に充てるため、当該加入員につき第三百三十八条第三項の規定により算定した額から当該加入員に係る掛金の額を控除した額に相当する金額を徴収する。

2 当該加入員及び第二百二十九条第二項に規定する当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む。）は、それぞれ前項の徴収金を負担する。

3 前項の規定により事業主が負担する徴収金の額は、事業主が当該基金の設立事業所の事業主であるとした場合において当該加入員につき掛金として負担すべきこととなる額に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこえるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 当該事業主が設立事業所の事業主である場合
合 当該加入員がその事業主の事業所に設立された基金の加入員であるとした場合においてその者につき掛金として負担すべきこととなる額

二 当該事業主が設立事業所の事業主でない場合
合 当該加入員が加入員でないとした場合においてその者につき保険料として負担すべきこととなる額からその者につき保険料として負担する額を控除した額に相当する額

4 当該加入員は、第一項の徴収金の額から前項の規定により事業主が負担する額を控除した額を負担する。

5 第一項の徴収金は、当該加入員に係る年金給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間の各月につき、徴収するものとする。

6 当該加入員を使用する事業主は、当該加入員

及び自己の負担する徴収金を納付する義務を負う。

7 当該加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の徴収金の納付義務については、政令の定めるところによる。

(運用規定)

第四百四十一条 第八十三條、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六條、第八十七條第一項から第五項まで、第八十八條及び第八十九條の規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三條第二項及び第三項、第八十六條第一項、第二項及び第五項並びに第八十七條第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六條第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第八十七條第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第四百四十條第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七條第一項、第二項及び第四項中「保険料」とあるのは「掛金又は第四百四十條第一項の規定による徴収金」と読み替へるほか、掛金については、第八十四條中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五條第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四條中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十條第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五條第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、それぞれ読み替へるものとする。

2 前項において準用する第八十六條第五項の規定により基金が国税滞納処分例により処分することができるときは、同項の規定により当該市町村に対して処分を請求したにもかかわらず、

当該市町村がその請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分を着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しない場合に限るものとする。

3 基金は、前項の規定により国税滞納処分例により処分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第七款 合併及び分割

(合併)

第四百四十二条 基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 合併によつて基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

3 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

4 基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(分割)

第四百四十三条 基金は、分割しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 基金の分割は、設立事業所の一部について行なうことはできない。

3 分割を行なう場合においては、分割により設立される基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の

数は、第一百十條第一項の政令で定める数以上でなければならない。

4 分割によつて基金を設立するには、分割により設立される基金の設立事業所となるべき事業所の事業主が規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならない。

5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 基金が分割したときは、分割により設立された基金に年金給付の支給に關する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(設立事業所の増減)

第四百四十四条 基金がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る事業所の事業主の全部及びその事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

2 前項の場合において、その増加又は減少に係る事業所が二以上であるときは、同項の被保険者の同意は、各事業所について得なければならない。

3 第六條第二項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に關する規約の変更の認可の申請を行なう場合にあつては、前二項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

4 第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少させた後においても、第一百十條第一項の

政令で定める数以上でなければならない。

第八款 解散及び清算

(解散)

第百四十五條 基金は、次に掲げる理由により解散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決

二 基金の事業の継続の不能

三 第百七十九條第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による年金給付等の支給に関する義務の消滅)

第百四十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百四十七條 基金が第百四十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がなく、

二 基金が第百四十五條第一項第三号の規定により解散したとき、

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき、

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

4 第百二十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三條及び第七十八條から第八十

条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八條の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八條第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

5 解散した基金の財産の処分の方法その他清算に關する事項は、政令で定める。

第百四十八條 厚生大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実施にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 厚生大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分と違反していると認めるとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つてゐると認めるときは、期間を定めて、解散した基金又はその清算人に對し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

4 解散した基金又はその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金に對し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の改任を命じ、又は当該違反に係る清算人を解任することが出来る。

5 厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該清算人に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第二節 厚生年金基金連合会

(設立)

第百四十九條 基金は、第百六十條第一項に規定

する中途脱退者に係る年金給付の支給を共同して行なうため、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、全国を通じて一個とする。

(法人格)

第百五十條 連合会は、法人とする。

2 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第百五十一條 連合会は、その名称中に厚生年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、厚生年金基金連合会という名称を用いてはならない。

(設立の認可等)

第百五十二條 連合会を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請は、五以上の基金が共同して規約をつくり、基金の三分の二以上の同意を得て行なうものとする。

3 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

4 厚生大臣は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要があると認めるときは、基金に對し、連合会に加入することを命ずることが出来る。

5 第百四十四條の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主」とあるのは「連合会の設立の認可の申請をした基金の理事長」と、「当該適用事業所の事業主」とあるのは「当該基金の理事長」と読み替へるものとする。

(規約)

第百五十三條 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称
二 事業所の所在地
三 評議員会に關する事項
四 役員に關する事項

五 会員の資格に關する事項
六 年金給付に關する事項
七 附帯事業に關する事項
八 信託又は保険の契約に關する事項
九 会費に關する事項
十 事業年度その他財務に關する事項
十一 解散及び清算に關する事項
十二 業務の委託に關する事項
十三 公告に關する事項
十四 その他組織及び業務に關する重要事項

2 第百五十五條第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。

(運用規定)

第百五十四條 第百十六條の規定は、連合会について準用する。

(評議員会)

第百五十五條 連合会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもつて組織する。

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

6 評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第百五十六條 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更
二 毎事業年度の予算
三 毎事業年度の事業報告及び決算
四 その他規約で定める事項

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急務を要するものを処分することができる。 3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。 4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。 (役員) 第百五十七条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。 3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。 4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。 (役員の職務等) 第百五十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。 2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。 3 監事は、連合会の業務を監査する。 4 連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。 5 第百二十一条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。 (連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結) 第百五十九条 連合会は、次条第五項の規定による年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者に対し、年金給付の支給を行なうものとする。 2 連合会は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるものを行なうことができる。 3 連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。 4 第百三十条第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。 5 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。 (中途脱退者に係る措置) 第百六十条 基金は、政令の定めるところにより、連合会に申し出て、中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く)であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。)の当該基金の加入員であつた期間に係る年金給付の支給に關する義務を移転することができる。 2 連合会は、前項の規定により義務の移転の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。 3 第一項の規定により義務の移転を行なう場合には、基金は、連合会に対し、当該中途脱退者の加入員であつた期間に係る年金給付の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)を交付しなければならない。 4 前項の規定により交付すべき現価相当額の計算については、政令で定める。	5 連合会は、第三項の規定により現価相当額の交付を受けたときは、当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。 6 連合会は、前項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に關する義務を承継したときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。 7 連合会は、中途脱退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。 第百六十一条 連合会が前条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途脱退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該中途脱退者に係る当該年金給付の支給に關する義務を承継するものとする。 2 前項の場合においては、当該基金は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る年金給付の現価相当額の交付を請求することができる。 3 前項の現価相当額の計算については、政令で定める。 第百六十二条 第百六十条第一項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に關する義務を連合会に移転した基金につき合併又は分割があつた場合において、当該中途脱退者が当該合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金」と読み替へて、同条の規定を適用する。 2 前項に規定する者については、第百四十二条第四項ただし書及び第百四十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。 (裁定) 第百六十三条 第百五十九条第一項の年金給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。 (準用規定)	第百六十四条 第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十一条、第四十一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項中「老齢年金、遺算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替へるものとする。 2 第八十六条、第八十八条及び第八十九条の規定は、前項において準用する第四十条の二の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項及び第五項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「連合会」と読み替へるものとする。 (国庫負担) 第百六十五条 国庫は、第百三十七条第二項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。 (解散) 第百六十六条 連合会は、次に掲げる理由により解散する。 一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決 二 第百七十九条第五項の規定による解散の命令 2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。 (連合会の解散による年金給付の支給に關する義務の消滅) 第百六十七条 連合会は、解散したときは、第百六十条第五項の規定により年金給付の支給に關する義務を承継している中途脱退者に係る当該
---	--	--

義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第百六十八條 連合会が第百六十六條第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第百六十六條第一項第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3 第百四十七條第二項(第二号を除く。)から第五項まで及び第百四十八條の規定は、連合会の清算について準用する。

第三節 雑則

(不服申立て)

第百六十九條 標準給付若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他の章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一條第一項及び第百六十四條第二項において準用する第八十六條の規定による処分に不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一條の三中「第九十條第一項又は第九十一條」とあるのは、「第百六十九條において準用する第九十條第一項又は第九十一條」と読み替へるものとする。

(時効)

第百七十條 掛金その他の章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金その他の章の規定による徴収金の納入の告知又は第百四十一條第一項及び第百六十四

條第二項において準用する第八十六條第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第百七十一條 この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第百七十二條 市町村長は、基金、連合会又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、加入員、加入員であつた者又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行ふことができる。

(書類等の提出)

第百七十三條 基金又は連合会は、必要があると認めるときは、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に対して、廃疾の状態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(準用規定)

第百七十四條 第九十八條第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七條」とあるのは「第百二十八條」と、第九十八條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替へるものとする。

(基金及び連合会の財務)

第百七十五條 基金及び連合会は、事業年度その他の財務に關しては、政令で定めるところに

よらなければならない。

(契約の締結の届出)

第百七十六條 基金及び連合会は、第百三十條第三項又は第百五十九條第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。

(報告書の提出)

第百七十七條 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第百七十八條 厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に關する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(基金等に対する監督)

第百七十九條 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分に違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定め、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対

し、その規約の変更を命ずることができる。

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ずることができる。

6 第百四十八條第五項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。この場合において、第百四十八條第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替へるものとする。

(権限の委任)

第百八十條 この章に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(実施規定)

第百八十一條 この章に特別の規定があるものを除くほか、この章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第四節 罰則

第百八十二條 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第百二十九條第四項の規定に違反して、届出せず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百二十九條第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第百三十九條第三項の規定に違反して、督

督促に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

2 第二百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二百四十条第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

第二百八十三条 第七十八條又は第二百四十八條第一項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の間に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 第二百二十九条第五項の規定に違反して、同項の規定による通知をしなかつた者も、前項と同様とする。

第二百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者で、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百八十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第二百五十五条第三項（第五十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二百四十八條第三項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三 第二百七十七條の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二百七十九條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金又は連合会が行なうものとされた事業以外の事業を行なつたとき。

第二百八十六条 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合には、その役員を一万円以下の過料に処する。

一 第二百六十六条（第五十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第二百六十條第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第二百六十條第七項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 第二百七十六條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百八十七条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 設立事業所の事業主が、第二百二十八條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 設立事業所の事業主が、第二百七十四條において準用する第九十八條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 加入員が、第二百七十四條において準用する第九十八條第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第二百七十四條において準用する第九十八條第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第二百八十八條 第九十九條第二項又は第二百五十一條第二項の規定に違反して、厚生年金基金と云ふ名称又は厚生年金基金連合会と云ふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第十條中「第五十九條第一項第二号」を「第

五十九條第一項第一号」に改め、「それぞれ同表の中欄のように、第六十五條中「五十五歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻について

は、を削り、同条の表中

五十五歳	五十五歳
五十六歳	五十一歳
五十七歳	五十二歳
五十八歳	五十三歳
五十九歳	五十四歳

を
五十五歳
五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳
に改める。

附則第十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が昭和四十年五月一日以後六十五歳に達したときも、前項と同様とする。

附則第十六條第二項に後段として次のように加える。

第五十九條の二に定める事項については、同様とする。

附則第二十二條第一項中「第四種被保険者以外」を削る。

附則第二十八條の次に次の一条を加える。
(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)

第二十八條の二 被保険者期間が一年以上である者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後には被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後には被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 被保険者期間と旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」という。）とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ 被保険者期間と船員保険の被保険者であつた期間（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。）に三分の四を乗じて得た期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二 六十歳に達した後には被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後には六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後には同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2 前項の特例老齢年金の額は、通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 通算年金通則法第十條及び第十一條の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4 第一項の特例老齢年金は、この法律（第四十六條の二から第四十六條の四まで及び第四十六條の六を除く。）の規定並びに通算年金通則法第

四條第二項及び第五條の規定の適用については、この法律による通算老齢年金とみなす。

5 第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が第四十六條の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第三十八條の改正規定、第三十九條の改正規定、第四十條の次に一條を加える改正規定、第五十九條の次に一條を加える改正規定、第六十三條第一項第三号の改正規定、第七十三條の改正規定、第七十三條の次に一條を加える改正規定、第七十四條の改正規定、第九十二條の改正規定及び厚生年金保険法附則第十六條第二項の改正規定並びに附則第二條、第四條、第十三條、第十八條、第二十條及び第三十七條から第四十條までの規定並びに附則第四十三條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第二十四條の改正規定、同法第六十三條の改正規定及び同法第四十三條の七の改正規定並びに附則第四十五條及び第四十六條の規定は、公布の日から施行する。

(減額老齢年金制度)

第二條 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとす。

(標準報酬に関する経過措置)

第三條 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年四月の標準報酬月額が三千円、四千円、五千円若しくは六千円である者又は三万六千円である者（報酬月額が三万七千

五百円未満である者を除く。）の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したもののみならず、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

(不正利得の徴収に関する経過措置)

第四條 この法律による改正後の厚生年金保険法第四十條の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

(老齢年金の支給の特例)

第五條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに對しては、この法律による改正後の同法同條同項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

(通算老齢年金の支給の特例)

第六條 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間のいずれをも満たしていない被保険者であつて、同法第四十六條の三第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに對しては、この法律による改正後の同法第四十六條の三の規定にかかわらず、同條の通算老齢年金を支給する。

(特例老齢年金の支給に関する経過措置)

第七條 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険

法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八條の二第一項の特例老齢年金を支給する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

(従前の保険給付の額の特例)

第八條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十條第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四條第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一條又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四條第七項の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年金額について、第一項と同様とする。

(旧法による保険給付の額の特例)

第九條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を六万七千二百円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）以下この項及び次項において同じ。）が八万四千円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千円に改定することができる。

3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に對し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第十條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を六万円とする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、

際夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

(保険給付の支給に関する経過措置)

第十一条 前三条に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(障害年金等の支給に関する経過措置)

第十二条 昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七条及び第五十五条の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十八条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号又は第四号に該当する場合には、この限りでない。

(死亡の推定に関する経過措置)

第十三条 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

(支給停止に関する経過措置)

第十四条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五条の規定によりその支給が停止されている遺族年

金は、同法第三十六条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

(旧法による寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置)

第十五条 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、昭和四十年五月一日以後において、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項(妻に関する部分に限る。)の規定の例による。

2 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項の規定の例による。

(保険料に関する経過措置)

第十六条 昭和四十年四月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十七条 昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五(同項第二号に規定する者については、千分の四)を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

(時効に関する経過措置)

第十八条 この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項の規定は、この法律の公布の際現に年金たる保険給付の受給権を有する者

の当該保険給付がこの法律の公布前にその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十九条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項及び第九十五条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

(基金の認可の申請の手續に関する経過措置)

第二十条 事業主は、昭和四十年五月一日前においても、規約の作成、設立の認可の申請その他厚生年金基金の設立に必要な準備行為をすることができ。

(印紙税法の一部改正)

第二十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノ十の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十一 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会ノ厚生年金保険法第三十条又はハ

第百五十九条ニ掲グル給付ニ関スル証書、

帳簿

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第八條第八項第二号中「同法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員が負担する当該共済組合の掛金」を「厚生年金基金の加入員として負担する掛金(同法第四十条第四項の規定により負担する徴収金を含む。)」に改める。

第九條第二項中「退職年金業務を行なう法人から同項に規定する」を「退職年金に関する」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「信託又は保険の契約を」を「信託若しくは保険の契約又は厚生年金保険法第三十条第三項若しくは第百五十九条第三項の規定により締結された信託若しくは保険の契約」に改める。

第五條第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第十二條の二第三項中「控除して計算した金額」の下に「当該契約が厚生年金保険法第三十条第三項又は第百五十九条第三項の規定により締結された信託又は保険の契約である場合には、当該金額から、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該信託又は保険の契約に係るものとして命令で定める金額を控除した金額」を加え、同項第一号中「その額」を「当該契約が第二條第二項に規定する退職年金に関する信託又は保険の契約である場合において、その額に、ある場合には、あるときは、に改め、同項第三号中「の累積額」を「又はその時までに当該契約に基づいて厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会に対し支払われた金額の累積額」に改め、同項第四号中「退職一時金の額」の下に「又はその時までに当該契約に基づいて厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会に対し支払われた金額」を、「その支給」の下に「又は支払」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第二十四條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次

のように加える。

ソ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（厚生省設置法の一部改正）

第二十五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会を指導監督すること。

第三十六條の四「第六十二号の三」を「第六十二号の四」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二十七条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条」の下に「（同法第六十九條において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第三条第二号中「健康保険組合がした処分」を「健康保険組合又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会（以下「健康保険組合等」とい

う。）がした処分」に、「健康保険組合の事務所」を「健康保険組合等の事務所」に改める。

第四条第一項中「保険給付」を「若しくは保険給付、標準給付、年金給付若しくは一時金たる給付」に改め、同条第二項中「又は標準報酬」を「若しくは標準報酬又は標準給付」に改める。

第五条第二項中「健康保険組合」を「健康保険組合等」に改める。

第九条第一項中「国民年金事業の管掌者」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は国民年金事業の管掌者」に改める。

第十条第五項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十九条中「厚生年金保険法第九十一条」の下に「（同法第六十九條において準用する場合を含む。第三十二條第二項において同じ。）」を加える。

第三十条第一項中「厚生年金保険」の下に「厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が行なう事業を含む。」を、「被保険者」の下に「（厚生年金基金の加入員を含む。第三十九條第二項において同じ。）」を加える。

第三十二条第五項中「厚生年金保険法第八十六條第五項」の下に「（同法第四十一条第一項及び第六十四條第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二十八条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項中「百元」を「二百五十円」に、「千分の六」を「千分の十」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第四項又は第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十年五月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算

退職年金の年額の計算について適用し、同日前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、なお従前の例による。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第三十条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十七条の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第四十六条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第二の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項ただし書、第三十七條の二第三項、第四十六條第二項及び第三項第二号並びに別表第二の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第七十九條の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第八十八條第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第三の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書（同法附則第十三條の二第三項において準用する場合を含む。）、第七十九條の二第三項、第八十八條第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第三十四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十二条の二中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第三十三条中「三万五千五百円」を「六万七千二百円」に、「該当するものがあるときは、その」を「該当するもの（以下この条において「扶養遺族」という。）が七人以上あるときは、三万五千円に扶養遺族に改める。

第四十五条の三第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三條第二項（同法第四十一条第一項及び第四十二條第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二（同法第四十一条第一項、第四十二條第一項及び第四十七條の二第二項（同法第四十八條の二において準用する場合を含む。）、第三十三條（同法

第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。及び第四十五条の第三項（同法第四十八条の二において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（通算年金通則法の一部改正）

第三十六条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）を（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章を除く。）に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則第三十九条第一項第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

附則第四十四条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第三十七条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の公布の日と読み替へて、同条の規定を適用する。

（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和二十一年中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第三十九条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第三十七条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の公布の日と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の公布の日と読み替へて、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第四十条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済組合の組合員又は任意継続組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第一項に規定する事由に該当してその資格を喪失した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第三十七条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（附則第四十四条中「これらの規定の適用を受けることとなつた日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（附則第四十四条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四十一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二万四千円」を「六万四千円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第九十三条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。別表第四の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条第二項ただし書（同法第二百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項（同法第二百二条において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項及び第三項（同法第二百二条において準用する場合を含む。）並びに別表第四（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

者）に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

る施行法の一部改正)

第四十三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第二十四條の表の下欄中「三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子」を「五年以内に退職する者」に、「昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四十一年十月三十一日までに退職する者」に改める。

第四十一條中「三万五千五百円」を「六万七千二百円」に、「があるときは、その」を「(以下この条において「扶養遺族」という。)が七人以上あるときは、三万五千五百円に扶養遺族に改める。

第四十二條中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第六十三條第七項第二号中「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

第四十三條の四第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第四十三條の七中「第三号」を「第二号」に、「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

第四十三條の十五中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四條 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三條第二項(同法第五十五條第一項において準用する場合並びに第七十條、第九十二條及び第九十三條の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第四十一條(同法第五十五條第一項、第八十三條第二項及び第九十四條第二項において準用する場合を含む。)、第四十二條

(同法第五十五條第一項、第八十二條第二項、

第十三條第二項及び第九十九條第二項において準用する場合を含む。)、第九十四條の四第二項(同法第九十三條の十八において準用する場合を含む。))及び第九十三條の十五(同法第九十三條の十八において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十一年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第四十五條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。))第二十四條の表の上欄に掲げる者である更新組合員(施行法第二條第十号に規定する更新組合員をいう。以下この条において同じ。))であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(附則第四十三條の規定による改正前の施行法第二十四條の規定による申出を行なうことができた者を除く。))については、附則第四十三條の規定による改正後の施行法第二十四條中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 昭和三十六年十一月一日前昭和三十七年十一月三十日まで引き続き国の長期組合員(施行法第二條第一項第五十四号に規定する国の長期組合員をいう。))である職員であつた更新組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。))については、附則第四十三條の規定による改正後の施行法第六十三條第七項中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の公布の日」と読み替へて、同項の規定を適用する。

3 前二項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金

又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつ

たときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、施行法第二十四條又は第六十三條第七項に規定する申出をすることができない。

4 第一項又は第二項の規定の適用により第一項又は第二項に規定する者に地方公務員等共済組合法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項又は第二項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、第一項又は第二項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第一項又は第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第四十六條 昭和三十九年九月三十日に地方公務員等共済組合法第四十二條の規定による長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員(施行法第九十三條第二項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。))であつて、同年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。))については、附則第四十三條の規定による改正後の施行法第九十三條の七中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の公布の日」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、施行法第九十三條の七に規定する申出をすることができない。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定の適用により支給すべき退職一時金の支給について準用

する。

4 前条第五項の規定は、第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利について準用する。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十七條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
附則第六條第一項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十八條 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第六條第一項ただし書(同法附則第二十條において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十一年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八條」を「第八條の二」に改める。
第一章中第八條の次に次の一條を加える。
(戦傷病者相談員)

第八條の二 厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、及び戦傷病者の援護のために必要な指導を行なうことを、社会的期望があり、かつ、戦傷病者の援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができ。

2 前項の規定により委託を受けた者は、戦傷病者相談員と称する。
3 戦傷病者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、そ

の身上に關する秘密を守らなければならない。
第十八条第二項中「二千元」を「三千元」に改める。

附則第十項を次のように改める。

10 第二十三条の規定は、当分の間、戦傷病者のうち公務上の傷病について、恩給法の規定による増加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相當する給付を受けている者又は受けた者及びこれらの者の介護者以外の者には、適用しない。

附則

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、昭和四十年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に關し、昭和四十年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの(同日において離縁によつて死亡した者との親族關係が終了しているものを除く。)をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の當時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)で、次の各号の一に該當するものを除く。

- 一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族(以下この項において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。以下同じ)を

した配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該當したため同号の順位の遺族として弔慰金を受ける権利を取得した配偶者(遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。)で、その権利を取得した當時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの

二 弔慰金を受ける権利を取得した後昭和四十年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者(死亡した者と同一氏を稱していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。)

2 弔慰金を受ける権利を取得した者が次の各号の一に該當する場合において、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 昭和四十年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族關係が終了しているとき。

二 配偶者については、前項各号の一に該當するとき。

(特別弔慰金の支給)

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に關し、昭和四十年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給付金その他これらに相當する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

(裁定)

第四条 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき三万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ、

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大藏省令で定める。

(特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求等)

第六条 同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第八条 特別弔慰金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)

第九条 特別弔慰金に關する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第十条 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)

第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。

2 特別弔慰金に關する書類及び第五条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十三条 第五条第一項に規定する国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大藏大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事

項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第十四条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国債の発行の日)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具 瘡 疾 の 程 度	年 金 額
特 別 項 症	第一項症の年金額に一五〇、五〇〇円以内の額を加えた額
第 一 項 症	三〇一、〇〇〇円
第 二 項 症	二四四、〇〇〇円
第 三 項 症	一九六、〇〇〇円
第 四 項 症	一四七、〇〇〇円
第 五 項 症	一一四、〇〇〇円
第 六 項 症	八七、〇〇〇円
第 一 款 症	七七、五〇〇円
第 二 款 症	七五、〇〇〇円
第 三 款 症	五七、〇〇〇円

2 第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十三号の三の次に次の一号を加える。

六十三の四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第 号)の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を施行すること。

第八条第四項の表を次のように改める。

不具 瘡 疾 の 程 度	金 額
第 一 款 症	三三〇、〇〇〇円
第 二 款 症	二六五、〇〇〇円
第 三 款 症	二二七、〇〇〇円

第八条第五項の表を次のように改める。

不具 瘡 疾 の 程 度	年 金 額
特 別 項 症	第一項症の年金額に七五、二五〇円以内の額を加えた額
第 一 項 症	一五〇、五〇〇円
第 二 項 症	一二一、〇〇〇円
第 三 項 症	九八、〇〇〇円
第 四 項 症	七三、五〇〇円
第 五 項 症	五七、〇〇〇円
第 六 項 症	四三、五〇〇円

第二十六條第一項各号中「七万一千円」を「九万二千円」に改め、同条第四項中「三万五千五百円」を「四万六千円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「五千九百十円」を「七千六百七十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「遺族給与金」の下に、「遺族一時金」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)第八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金(死亡した者の配偶者、子、不具瘡疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く)の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六條第一項各号

中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満	六十五歳以上 七十歳未満
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	七万一千円	七万八千円	八万一千五百円
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年二月分まで	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十二年三月分から 同年六月分まで	七万一千円	八万五千円	

2 死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上 七十歳未満	七十歳以上 七十五歳未満
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六十五歳未満	七十五歳未満	八万一千五百円
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年二月分まで	六十五歳未満	七十五歳未満	八万一千五百円
昭和四十二年三月分から 同年六月分まで	六十五歳未満	七十五歳未満	八万一千五百円

2 死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金（死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く）の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満	六十五歳以上 七十歳未満
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	三万五千五百円	三万九千円	四万七千五百円
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年二月分まで	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十二年三月分から 同年六月分まで	三万五千五百円	四万二千五百円	

2 死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

に読み替えるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上 七十歳未満	七十歳以上 七十五歳未満
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	三万九千円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年二月分まで	四万七千五百円		

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当（未帰還者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く）の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上 七十歳未満	七十歳以上 七十五歳未満
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	五千九百九十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年二月分まで	五千九百九十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十二年三月分から 同年六月分まで	五千九百九十円	七千八十円	

2 未帰還者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上 七十歳未満	七十歳以上 七十五歳未満
昭和四十年十月分から 昭和四十一年六月分まで	六千七百九十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年七月分から 昭和四十二年二月分まで	六千七百九十円		

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、原水爆被害者援護法制定等に関する請願（第五四二号）
一、厚生、国民両年金の給付増額に関する請願（第六二二号）

- 一、労災保険法改正とせき補償被害者救済に関する請願（第六三三三号）
一、労働者災害補償保険法改正に関する請願（第六九九号）

第五四二号 昭和四十年一月二十九日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願(四通)
請願者 静岡県焼津市焼津四九三ノ四 五
十右条外四十二名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六一一号 昭和四十年二月一日受理
厚生、国民年金の給付増額に関する請願
請願者 福岡県大牟田市本町二ノ三七福祉
国家推進連盟内 古賀治外二千五
百二十五名

紹介議員 高野 一夫君
現行の厚生年金及び国民年金の給付を三倍とし、
老令福祉年金などの最低給付を、種々の所得制限
をなくして、年六万円以上とされるよう強く要望
するとの請願。

理由
現在の厚生年金の給付額は、月平均三千五百七円
であり、より五人未満の小規模事業の従業員をは
じめ、農林漁業、中小零細企業、その他一般国民
に適用される年金は、二十五年掛けて月二千円、
四十年で三千五百円の給付であり老後の生活を保
障するに十分でない。また、老令福祉年金も月千
百円という小額であり、しかも所得制限が多くて
十分ゆきわたっていない。

第六三三三号 昭和四十年二月二日受理
労災保険法改正とせき補償被害者救済に関する請願
請願者 神奈川県川崎市木月住吉町関東労
災病院内全国せき損患者療友会
内 石田重利

紹介議員 杉山善太郎君
昭和三十五年四月労働者災害補償保険法の一部が
改正され、重度身体障害者(せき補償被害者)には終
身補償という画期的な保障制度が実現したが、その
補償給付率があまりにも低率であり、その上諸物
価の急速な上昇によつて、法律改正後一年有余で
患者の生活は極度の困窮を告げるにいたつてい

から、再度法律を改正し、左記事項を実現して、
患者が不安のない療養生活を送り、一日も早く社
会復帰ができるよう御配慮賜りたいとの請願。

一、外傷性せき補償被害者の長期傷病給付及び休業補
償費の給付率を百パーセントに引き上げること。

二、外傷性せき補償被害者の中で補償給付及び長期給
付が特に低額である障害者の平均賃金を時の物
価水準に即した額まで引き上げ、その全額を支
給すること。

三、第一種長期傷病者(自宅療養者)の医療費及び
介護料を全額国庫負担とすること。

四、せき補償被害者専門の家族とも入所できる施設
を設置すること。

五、長期傷病者補償の第一種傷病及び傷害給付を
受ける(現在受けている者も含む)せき補償被害者
に更生資金を支給すること。

六、長期給付から厚生年金(障害年金)の五十七・
五パーセント相当額を減額することは廃止する
こと。

七、長期給付のスライドは、全国労働者の平均賃
金が十パーセント変動した場合に実施するこ
と。

八、三十五年四月労災法改正の際、その法律の適
用を受けられなかつた旧労災せき補償被害者にも現
行法(長期傷病者補償)の適用を図ること。

九、遺族補償の通達給付を改めること。

理由
一、せき補償被害者は、他の身障者と異なり普通人に
は想像も及ばぬ多大な費用が必要である。患者
の大部分は生産社会においても、その日暮らし
の低賃金労働者であつたため、諸物価の高騰に
よつて生活のきびしさは増大するばかりであ
る。

二、昭和三十年以前の受傷者またそれ以降中小企
業の労働者であつた障害者等は平均賃金が非常
に低く、従つて給付額がはなはだ低いので今日
の物価水準での生活はとらうてい困難である。

三、終生医療を必要とする患者で補償費から医療
費、介護料を支出することは絶対に無理であ
る。

四、孤立した社会復帰は危険なので、治療に併行
又は継続してリハビリテーション医療をへて職
業輔導、そして職場と、家族ともども入所でき
る専門の施設が必要である。

五、あらゆる障害をのりこえて一日も早く社会復
帰しようという意欲に燃えているとは申せ、社
会復帰するためには従来の生活様式では日常生
活は困難である。患者の身体に適した生活様式
にするには、はく大な金額が必要であり、身体
に適した仕事をはじめるにも多額の資金が必要
である。

六、同一の疾病に対し二重に給付する必要がある
とはいふが、厚生年金と長期給付とは給付の目
的が異なる。厚生年金は生活をよくするための
ものであり、長期給付は産業災害によつて終生
不治の身体となつたことに対する補償として支
給されるものである。

七、労働者の賃金が上昇すれば物価はそれ以上に
上昇するのが現在の社会であり、患者の生活は
労働者の賃金がわずかに変動しても大きな影響
を受けるのであるから、最低の文化生活するた
めにもぜひとも、現行二十パーセントを十パー
セントに改められたい。

八、同じ業務上災害者でありながら受傷日時之差
違によつて長期補償が適用されないといふこと
は矛盾している。

九、患者の約半数は妻子を持つていゝが、人間喪
失ともいえる患者をたよりに日常最低生活を余
儀なくされておゝ、患者の死が早くても遅くも
悲しみは変わりなく、また一家の支柱亡き後
の生活の苦しさは火を見るより明白である。

第六九九号 昭和四十年二月三日受理
労働者災害補償保険法改正に関する請願
請願者 札幌市北一条西七丁目北海道社会
保障推進協議会内 長沼秀勝

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四五一号と同じである。
二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、理学療法士及び作業療法士法成立に伴う経
過措置に関する請願(第七一八号)

一、人命尊重に関する請願(第七五五号)

第七一八号 昭和四十年二月五日受理
理学療法士及び作業療法士法成立に伴う経過措置
に関する請願
請願者 東京都渋谷区中通三ノ一六社団法
人日本病院マッサーヂ協会会長
林重貴

紹介議員 植竹 春彦君
理学療法士及び作業療法士法成立に伴う経過措置
において、補習教育及び特別試験によつて、病院
マッサーヂ師全会員がP.T.の資格を獲得すること
ができるよう、特別の処置として左記事項の実現
を図られたいとの請願

一、身体障害者、とくに重度の視力障害者に対す
る欠格事由の取扱ひについては、あくまでも特
例としての処置を講ずること。

二、補習教育は国家的な予算処置を講ずるとも
に、実施は都道府県別に行ない、できるだけ勤
務に支障のないようスケジュールを組むこと。

三、試験の実施にあつては、従来の特別試験を
準用すること。

理由
現在P.T. O.T.の資格を有する者が存在しないわ
が国にあつて、右三項の実現はリハビリテーショ
ンの実を挙げる第一歩であり、さらに幅広い進展
をはかるための第一条件である。

第七五五号 昭和四十年二月十日受理
人命尊重に関する請願
請願者 鹿児島県串木野市住吉町二一〇
篠原幸子外百三十七名

紹介議員 田中 茂穂君

人命を尊重する立場から優生保護法の次の条について考慮せられ、妊娠中絶については戦前と同じ取扱いとするようお願いするとの請願。

一、優生保護法第十四条一項四号の条文「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由による母性の健康著しく害するおそれのあるもの」のうち「又は経済的」という言葉がむやみに拡大解釈されている事実。

二、同じく第十四条一項五号の条文「暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」の規定が、未婚者の中絶に悪用され社会の風紀をみだしている事実。

第二号中正誤

一	段 行	誤
二	四 元 入 学、	入 学
三	四 収 入	収 入 に
		正